

労働者派遣事業に関する情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

事業所名	株式会社ピーアイエム		
事業所の所在地	千葉県船橋市浜町2-1-1 ららぽーと三井ビルディング14階		
対象期間	2022年4月1日	～	2023年3月31日
派遣労働者数（1日平均）			20 人
雇用安定措置を講じた人数			0 人
派遣先事業所数（実績）			13 件
労働者派遣の料金（1日8時間当たり）額の平均（派遣全体）			33,462 円
労働者派遣の賃金（1日8時間当たり）額の平均（派遣全体）			23,728 円
マージン率の平均（派遣全体）	※ (③-④) ÷ ③ 小数点第2位以下を四捨五入		29.1 %

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

- ・ 労使協定を締結しているか不 否 : 締結済
- ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者
- ・ 労使協定の有効期間の終期 : 2024年3月31日

◆マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について◆

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金ではありません。
派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険料は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

派遣労働者の年次有給休暇費用

派遣労働者が年次有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

その他経費

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

キャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支給状況	実施主体	派遣労働者の費用負担
<入職時等基礎訓練>					
派遣就業にあたって	始めて派遣する労働者	OJT	有給	派遣元	無
ビジネスマナー研修	始めて派遣する労働者	OJT	有給	派遣元	無
<職能別訓練>					
O A トレーニング（初級）	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
非破壊検査技能講習	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
<その他の教育訓練>					
個人情報保護教育その他	派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無